

岡山市部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針

岡山市スポーツ文化局

岡山市教育委員会事務局

令和8年3月

岡山市部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針 目次

はじめに

第1章 これまでの取り組み

1 これまでの取り組み

第2章 新たな方針「岡山市部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針」

1 市の目標と方針

2 認定地域クラブの設立

3 地域クラブの認定

4 認定地域クラブ指導者の登録

第3章 今後の地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

2 各種課題への対応

【参考文献】

- ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

【スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm

- ・部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン

【文部科学省（令和7年12月）】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

- ・運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集【スポーツ庁（令和4年11月）】

- ・岡山市立中学校部活動地域移行推進方針【岡山市（令和5年3月）】

【参考資料】

- ・本市の現状

- ・令和5年度岡山市部活動地域移行に関するアンケート調査の概要



はじめに

学校部活動（以下、「部活動」という。）は、学校教育の一環として、生徒同士や教職員との望ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感を育むなど、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、部活動をこれまでと同様の体制で運営することが困難となっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教職員が指導を担う指導体制を継続することはより一層困難な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、これまで「学校単位」で行われてきた部活動の教育的意義や役割を継承・発展させつつ、部活動を学校単位から地域全体で支える仕組みへと転換する「地域展開」が進められています。この改革の理念は、生徒が将来にわたり多様なスポーツ・文化活動に親しめる環境を確保するとともに、教職員の負担軽減と専門性の向上を図ることにあります。行政、学校と地域が連携し、それぞれの強みを生かすことで、持続可能な活動を実現することを目的に、この度本市における推進方針を改訂しました。

部活動地域展開を通じて、生徒の誰もが身近な地域で活動できるとともに、生徒の豊かな人間形成につなげる「こどもファースト」、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や地域社会の活性化につなげる「活気あふれる地域づくり」、学校における働き方改革の推進を図る「教職員の負担軽減」の3つを基本とした体制づくりを目指していきます。

令和8年3月
岡山市スポーツ文化局
岡山市教育委員会

第1章 これまでの取り組み

1 これまでの取組

- (1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
【スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）】

少子化や学校における働き方改革による、部活動が持続可能性の面で厳しさを増している状況について、中央教育審議会や国会等においても指摘されるようになり、スポーツ庁・文化庁は、部活動の適正化に向けた改善方策や地域との連携・協働、地域への移行の方向性を示しました（以下、「令和4年度ガイドライン」という。）。

令和4年度ガイドラインでは、令和5年度から令和7年度を改革推進期間とし、まずは休日部活動の段階的な地域移行をめざす（平日は可能なところから）とされていました。なお、令和4年度ガイドライン当時は、「地域移行」と表記されていました。

- (2) 岡山市立中学校部活動地域移行推進方針の策定【令和5年3月】

- ① 本市では、令和4年度ガイドラインを踏まえて、令和5年3月に「岡山市立中学校部活動地域移行推進方針」を策定しました。

令和11年度の休日部活動の完全地域移行をめざし、令和5年度から令和7年度にモデル事業を実施し、令和8年度以降はさらに移行を促進していくこととしました。

- ② モデル事業の実施と検証

主なモデル事業として、指導者人材の確保等を検証するため部活動への地域指導者の派遣、部活動の新たな受け皿として地域の指導者が実施する地域クラブ活動の試行を行いました。

モデル事業の実証結果から、地域展開推進のためには、指導者人材や実施主体の確保、安定的な地域クラブ運営の仕組みの構築、費用負担の在り方、地域の実情に合った地域展開の在り方等が大きな課題であることが明らかになりました。

モデル事業の成果と課題

主なモデル事業	検証事項	成果（○）と課題（▲）
【地域連携】 部活動への 地域指導者の派遣	・指導者人材の確保 ・指導者としての質の向上 ・指導者謝金支払いの仕組み	○約 100 名の地域指導者を確保 ○年 3 回の指導者研修を実施 ▲地域指導者のさらなる確保 ▲地域指導者の管理システム確立
【地域展開】 地域クラブ活動の試行	・安定的なクラブ運営の仕組み	○地域クラブ（15）の試行開始 ▲関係者合意形成に時間を要する ▲クラブに必要な要件の設定 ▲費用負担のあり方

（3）部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン

【文部科学省（令和 7 年 12 月）】

令和 4 年度ガイドラインにおける改革推進期間が終わりを迎えるなか、部活動改革をさらに加速させるため、国は新たに令和 8 年度以降の取組の方向性として、令和 7 年 12 月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下、「令和 7 年度ガイドライン」という。）」を示しました。

令和 7 年度ガイドラインでは、令和 8 年度から令和 13 年度を改革実行期間とし、改革実行期間内に原則休日の全ての部活動の地域展開を目指すこと、地域クラブの認定制度等が示されました。また、平日の部活動については各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進することとされました。

（4）岡山市部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針【令和 8 年 3 月】

令和 7 年度ガイドラインや令和 5 年度から 7 年度に実施した本市のモデル事業の検証結果を踏まえ、岡山市立中学校部活動地域移行推進方針を改訂し、「岡山市部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針（以下、「推進方針」という。）」を定めることとしました。

第2章 新たな方針 「岡山市部活動改革及び地域クラブ活動の推進方針」

1 市の目標と方針

(1) 目標

これまでと同様に、「将来にわたって生徒が、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、様々な体験機会を確保・充実するため、地域全体で継続的に支える仕組みを創出すること。」を目標とします。

(2) 方針

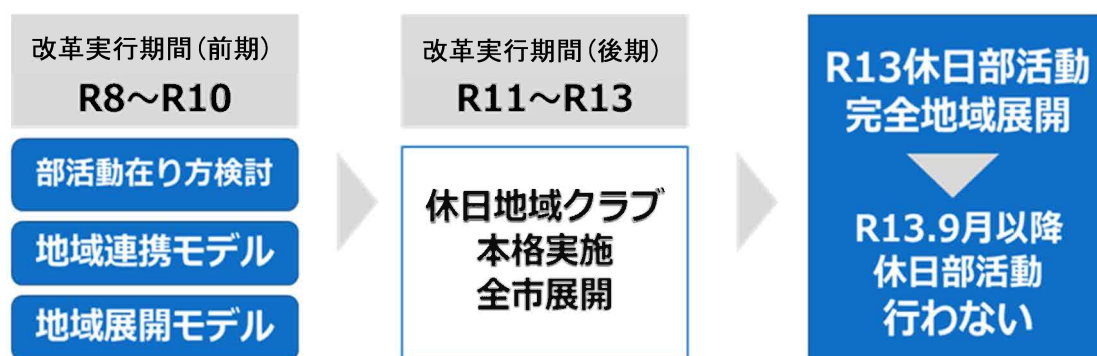
国の「令和7年度ガイドライン」を踏まえて、本市においても令和8年度から13年度までを「改革実行期間」（令和8～10年度を「前期」、令和11～13年度を「後期」）として設定し、少なくとも令和13年度の9月以降、休日の部活動を行わない方針としました。また、地域クラブの認定制度、認定地域クラブ指導者の登録制度を構築していくこととしました。

「前期」には、改革推進期間（令和5～7年度）に実施したモデル事業の成果や課題を踏まえて、引き続き、地域展開等の段階的なモデル試行に取り組み、各種課題への対応を検討しながら、本市の実情に沿った地域展開の在り方を整理します。

「後期」には、安定的な運営体制のもとで、公費負担と受益者負担のバランスを考慮しながら、休日の認定地域クラブ活動の全市展開をめざします。

また、平日部活動の地域展開は、可能なところから取り組みを行っていきます。

なお、「前期」終了時の令和10年度には、国においても中間見直しが予定されており、市としては改革の進捗状況や国の動向等を踏まえ、推進方針の見直しを図るなど、令和11年度以降の具体的な推進方針を定めます。



- 改革実行期間中は、休日のみならず、平日も可能なところから地域クラブの取組を実施

【部活動の在り方検討】 活動時間の見直し等の検討

【地域連携モデル】 部活動指導員等の地域指導者の派遣

(認定地域クラブ活動指導者の人材確保及び養成)

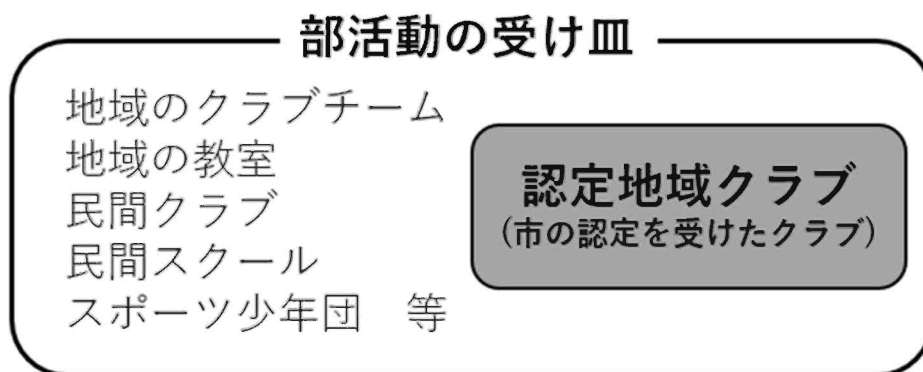
【地域展開モデル】 認定地域クラブ活動認定制度及び指導者登録制度の試行

2 認定地域クラブの設立

(1) 認定地域クラブとは

部活動地域展開において、部活動の受け皿としては、地域の指導者等の指導により行われる地域のクラブや民間主体のクラブ、団体、教室等が考えられます。

このうち、一定の要件を満たしたクラブを市が「認定地域クラブ」として認定し、運営費の一部補助や指導者の報酬等を支援していきます。



(2) 認定地域クラブの設立

① 対象者

原則、市立中学生を対象とし、運営に支障のない範囲で子どもや大人の参加を可能とします。

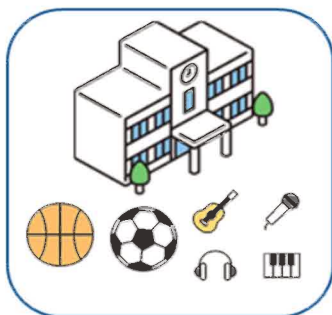
② 対象種目

部活動にある種目から着手し、認定地域クラブを設立します。また、豊かで幅広い活動（多様な体験やレクリエーション的な活動）も検討していきます。

③ 考えられる認定地域クラブのパターン

【単独型】

中学校単位の部活動を認定地域クラブにするかたちです。

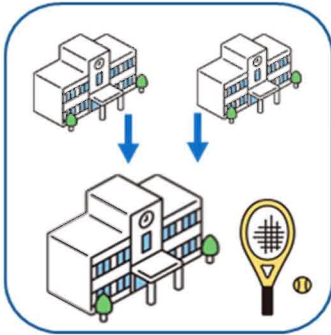


単一中学校で部員数が十分確保できている等、単独で活動可能な部活動を対象に地域展開を考えるパターンです。

これまでどおり、中学校単位の生徒を主体とした活動が可能となります。

【集約型・拠点型】

複数の中学校の部活動、生徒が集まって1つの認定地域クラブをつくるかたちです。



現在、通学する中学校に希望する部活動の設置がない場合や部員数の減少が見込まれ、将来的に中学校単位の活動が困難と見込まれる場合等、近隣のエリアで合同活動が可能となります。

3 地域クラブの認定

(1) 認定地域クラブの在り方

認定地域クラブは、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる「新たな価値」を創出することが期待されています。また、地域の実情に応じた適切な形態等で実施することが重要です。

競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることが主目的となります。

(2) 認定制度

地域展開により実施される認定地域クラブ活動について、競技力の向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続き等に基づき、本市が認定を行う認定制度を構築します。

「認定に係る要綱（案）（仮称）」を作成し、令和8～10年度の間はモデル試行に伴う仮認定を行います。

今後のモデル試行から得られた課題等を考慮しながら、令和10年度末までに本市にふさわしい認定制度となるよう構築していきます。

【参考：国の令和7年度ガイドラインにおける認定要件】

- ① 部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

【手続き等】

- 各地域クラブ及び運営団体が申請書等を本市へ提出、審査ののち認定の実施
- 認定の有効期限は最長1年とし、当該年度の年度末とする

4 認定地域クラブ指導者の登録

(1) 登録制度の必要性

認定地域クラブでは、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブに参加する生徒が安全・安心に活動できなければなりません。そのため認定地域クラブの指導者は登録制とし、市が示す一定の要件や基準を満たすことを登録条件とします。

(2) 登録制度

国が示す登録要件及び登録手続き等に基づき、本市の登録制度を構築します。

また登録に当たっては本市が行う研修の受講を必須とします。

「指導者登録に係る要綱（案）（仮称）」を作成し、令和8～10年度の間はモデル試行に伴う仮登録を行います。

今後のモデル試行から得られた課題等を考慮しながら、令和10年度末までに本市にふさわしい登録制度となるよう構築していきます。

【参考：国の令和7年度ガイドラインにおける登録要件】

- ① 中学生年代を対象とし、部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である認定地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること
- ② 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許されないことを誓約した者
- ③ 以下のいずれにも該当しない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 暴力団或いは暴力団を始めとする反社会勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ・ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

■ 登録の有効期間は1年とする（当該年度末）

(3) 研修

- ① 研修内容例
 - ・ 地域展開の理念や認定地域クラブ活動の在り方
 - ・ 暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為の防止
 - ・ 中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項 等
- ② 研修の実施方式
 - 参集及びオンデマンド方式等

第3章 今後の地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

(1) 本市の推進体制

① 庁内

部活動の地域展開等の推進に当たっては、教育、スポーツ、文化芸術等を担当する様々な部署が一体となって取組を推進することが重要となります。

令和5年度に市民生活局（現スポーツ文化局）スポーツ振興課内に、地域展開を主管する担当が設置されました。加えて、文化芸術活動を主管する文化振興課、部活動を主管する教育委員会事務局保健体育課（運動部）、学校指導課（文化部）の関係課が連携した、庁内のワーキンググループが組織され、週1回のワーキング会議を通じて、地域展開等の取組について、企画・立案・調整を行っています。

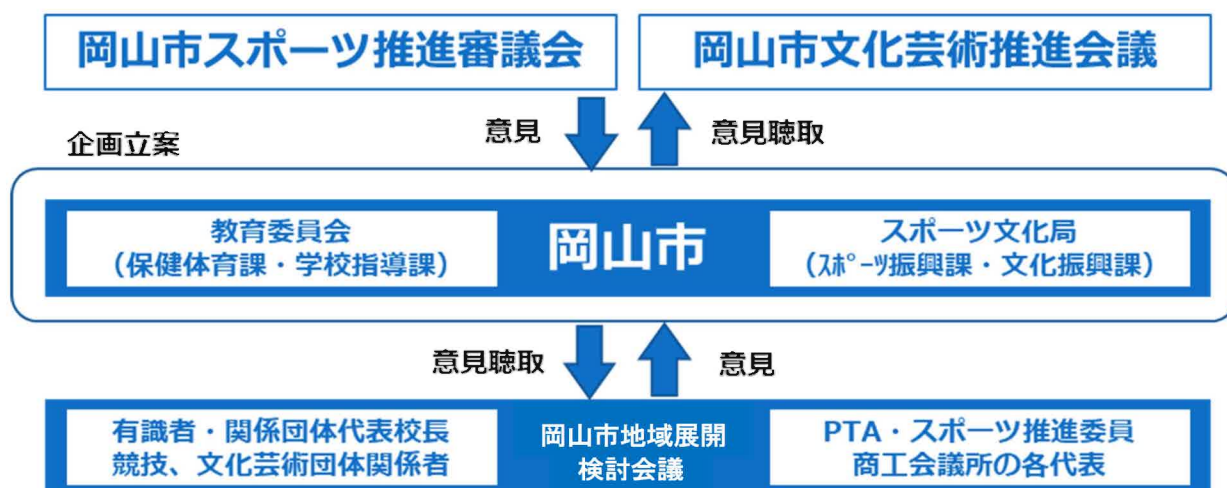
② 岡山市部活動地域展開検討会議

有識者や校長会の代表、スポーツ協会や吹奏楽連盟等の関係団体の代表、PTA会長や商工会議所代表から構成され、庁内のワーキンググループで作成した取組案について、幅広く意見聴取を行っています。

③ 岡山市スポーツ推進審議会及び岡山市文化芸術推進会議（条例設置）

岡山市部活動地域展開検討会議で聴取した意見を反映させた取組案について、岡山市スポーツ推進審議会及び岡山市文化芸術推進会議に意見聴取を経て成案とする推進体制を整備しています。

【本市の推進体制】



(2) 岡山市と認定地域クラブの役割分担

① 本市

地域展開の推進主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、円滑な実施に向けて、包括的な企画・調整を行います。

認定制度の確立や認定地域クラブについて、豊かで幅広い活動が実現されるよう、認定地域クラブへの支援や指導助言に努めます。

また、令和8～10年度については、安定的かつ継続的な活動の実施のため、岡山市が各認定地域クラブを統括し、運営・管理業務を担います。

本市では、後述のように運営・管理業務を担う団体（以下「運営団体」という。）の構築が課題となっており、国の示す役割分担を参考に、本市の実情に合った検討と取組を実施していきます。

② 認定地域クラブ

活動計画の策定や学校施設利用等に係る学校との連絡調整や参加生徒の安全確保等、個別の認定地域クラブの活動を実施する役割を担います。

(3) 認定地域クラブと中学校及び岡山市との連携

部活動を地域展開した場合にも、認定地域クラブの活動にあたっては、学校との関係が切り離されるものではなく、中学校との適切な連携を図ることが重要です。

そのため、認定地域クラブの学校施設使用調整、活動方針や活動状況等を中学校に共有する手段として、ICTを活用し、本市を含めた関係者が一元的に情報を共有できる体制を構築します。

(4) 関係団体・大学・民間企業との連携

これまで、関係団体や大学、民間企業との連携・協働により、地域展開等の取組を推進してきました。こうした連携・協働を通じて、新たな視点やノウハウが導入され、より充実した活動となることが期待されます。

指導者や受皿団体の確保、運営団体の構築等、様々な課題があることから、引き続き関係団体と一体となって取組を推進することに努めます。

また、協賛等による金銭的な支援や指導者人材の派遣等の協力促進のために、本市のホームページ等へ取組を掲載する等、関係団体等へのインセンティブの付与について検討します。

2 各種課題への対応

(1) 基本的な考え方

令和８～１０年度に行うモデル試行で課題への対応策を検討していきます。

なお、モデル試行期間終了となる令和１０年度には、改革の進捗状況や国の動向等も踏まえ、推進方針の見直しを図ることとします。

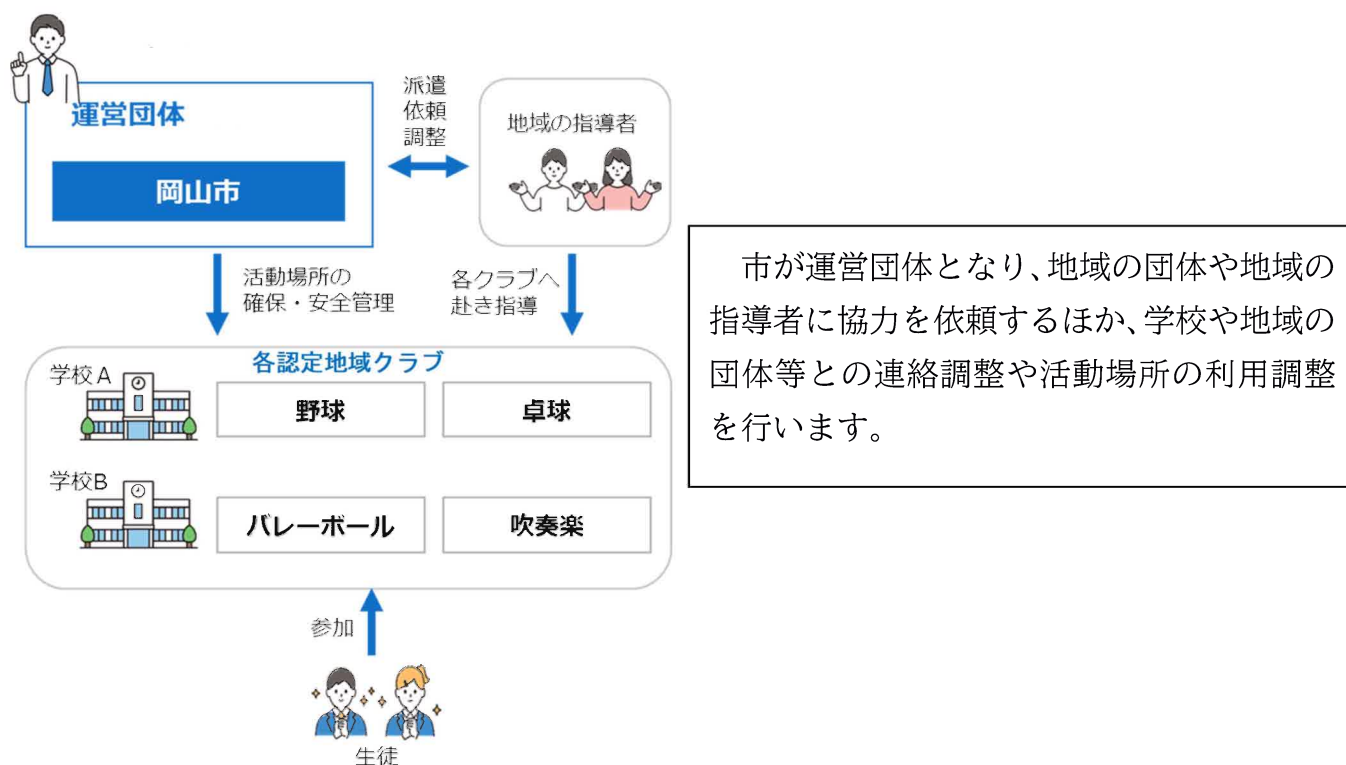
(2) 運営団体の整備

認定地域クラブは、認定制度に則って持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められます。そのため、適切な運営体制の整備を行うことが必要です。

今後、数多くの認定地域クラブが設立されることを想定した場合、認定地域クラブの設立・運営のサポート相談窓口、認定地域クラブの活動実績のとりまとめや指導者謝金の支払い業務等、きめ細やかな運営管理業務の中核を担う運営団体の構築が課題となります。

まずは、本市において運営に関するサポート体制の整備やＩＣＴ活用による運営業務の効率化等の仕組みを検証するとともに、地域の実情に合った運営団体を構築する検討を進めていきます。

【令和８年度から令和１０年度における運営体制図】



(3) 指導者確保・育成

地域の多様な人材から、質・量ともに十分な認定地域クラブを支える指導者を確保することが不可欠です。

新設する認定地域クラブ指導者登録制度を通じて、地域の多様な人材の発掘・マッチングを進めるとともに、ＩＣＴを活用したオンデマンド方式による研修の実施による指導者の質の向上を図ります。

(4) 活動場所の確保

認定地域クラブの活動の場として、中学校施設の夜間学校開放事業の時間帯を除き、これまで部活動として使用していた時間帯に限り、中学校施設の優先利用を可能とします。

平日の地域展開を考慮した場合、認定地域クラブ指導者の指導が可能な時間帯として、夜間の中学校施設の施設利用が考えられますが、学校開放事業を利用する一般団体との兼ね合いも課題となります。

平日の円滑な地域展開も視野に入れ、よりよい中学校施設利用の検討を進めていきます。

(5) 公費負担と受益者負担の在り方

認定地域クラブは、社会教育活動として位置付けられるため、活動に係る経費（指導者への謝金、指導者や生徒の保険料、消耗品費等）は、原則、受益者負担となります。しかし、急激な受益者負担の増加は、生徒の体験機会を奪うことにつながる可能性が懸念されます。

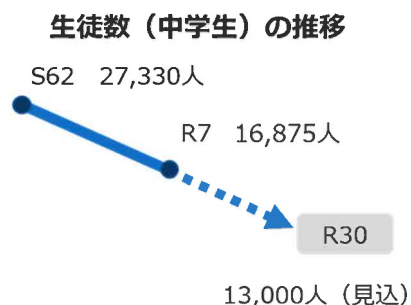
認定地域クラブは、公的な財政支援を受けられることを認定のメリットの一つとしており、令和８年度以降のモデル試行での検証を通じて、公費負担と受益者負担のバランスや困窮世帯への支援について、国の動向も踏まえ検討してまいります。

【参考資料】

■ 本市の現状

【市立中学校設置数及び在籍人数（令和7年5月1日現在）】

市立中学校数	在籍人数
38 校	16,875 人
市立中学校 37 校	
義務教育学校 1 校	



【部活動設置状況】

設置	設置数等	種目等
運動部	446 部 9,295 人 入部率 55%	陸上競技・水泳・バスケットボール・サッカー・ハンドボール 野球・新体操・バレーボール・ソフトテニス・卓球・バドミントン・ソフトボール・柔道・剣道・ホッケー・空手
文化部	132 部 4,092 人 入部率 24%	吹奏楽・美術・国際理解・科学・合唱・箏曲・パソコン 放送・写真・ボランティア・茶道・英語・総合・新聞 手芸・演劇・ダンス・地域活動・園芸・文化財保護・家庭 食物・視聴覚・英語
合計	578 部 13,387 人 入部率 79%	令和7年6月現在

【部活動指導者】教職員の専門指導率 53%

指導者	運動部	文化部	合計	備考
部活動顧問	766 人	311 人	1,077 人	教職員
部活動指導員	78 人	28 人	106 人	単独指導が可能な会計年度任用職員
外部指導者	35 人	36 人	71 人	学生や地域の方等の指導補助
合計	879 人	375 人	1,254 人	令和7年6月現在

■令和5年度岡山市部活動地域移行に関するアンケート調査の概要

【概要】

- ・調査期間：令和5年11月～12月
- ・対象：小学6年生・中学1～2年生とその保護者、中学校教職員 計18,745人
- ・方法：WEB アンケート
- ・結果：回答11,452人 回答率61.1%

【回答概要】

小学生	・約50%が地域のスポーツ・文化活動へ参加しており、習い事が最多 ・やってみたい活動は、既存の運動部活動種目が上位
中学生	・部活動の満足度は約75%と高く、友達と楽しく活動したい傾向 ・未加入の生徒のうち約40%が「入りたい部活動がない」と回答 ・地域展開後も約70%が「これまでどおり参加したい」と回答
中学校教職員	・部活動指導に約70%が「やりがい」を感じていると回答 ・負担感は「休日の長時間指導」「非専門の指導」が最多 ・地域展開後、指導に関わりたい教職員は約13%
保護者	・地域展開後も約63%が「部活動と一貫した活動」を希望 ・地域クラブの費用負担の上限は、月1,000円が約42%と最多 ・地域展開の課題として「トラブル時の責任の所在」が最多

岡山市部活動地域移行に関するアンケート調査結果【概要】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000059/59824/gaiyou.pdf>

